

平成25年度行政監査の意見に対する措置状況

「地方機関の出納事務のあり方について」

		監査委員の意見	措置状況
1 地方機関における出納事務の適正な執行について	(1) 出納員の役割と責任について	<p>出納員は、県の公金支出の最終確認者として、責任の重さを十分認識した上で事務を執行する必要がある。このため出納局においては、これまでも出納業務に関する研修等を行ってきたが、以下の2（1）及び（2）のとおり、今後さらに研修方法や研修内容等の充実を図る必要がある。</p> <p>併せて地方機関の出納員においては、知識習熟等の自己研鑽に取り組むとともに、出納局主催の研修等に積極的に参加することなどにより、出納事務に関する実務能力向上に努める必要がある。加えて出納員以外の会計職員等についても、今後に向けた資質育成等を図るため、各機関における出納員研修成果の職場内の共有化、職場内外における研修機会の確保等に努める必要がある。</p>	<p>【県】地方出納員については、毎年、新年度早々に新任及び新任現任合同研修会を開催し、県公金支出の最終確認者としての心構えを醸成している。また、他の会計職員等についても、各種研修会を実施している。今後、さらに研修方法や内容の充実等に向け検討を進めていく。</p>
	(2) 出納員の事務引継について	<p>地方機関における出納員の事務引継状況については、事務引継書による引継は行われているが、具体的な事務内容については概略的な引継に留まっており、事務引継書と関係書類や現金、通帳等の突合・確認等を行っていない状況も見られた。</p> <p>地方機関の出納員においては、職務の重要性を認識し、事務引継で不明な点が残らないよう確認に万全を期すとともに、現金や関係書類等との突合・確認など、事務引継の徹底を図る必要がある。</p>	<p>【県】出納員を始めとする会計職員の事務引継については、「年度末及び出納整理期間における会計事務の取扱いについて」などにより周知しているが、引継の際に現金や通帳等との突合・確認等が行われないことは問題であるため、今後、周知徹底を図りたい。</p>
	(3) 出納書類の決裁・審査等について	<p>出納書類の決裁・審査については、執行機関側の決裁と出納機関側の審査を同時に行っているほか、至急時に同時決裁・審査を行っている等の状況も見られた。しかしこのような事務処理は本来不適切であり、ケアレスミスが発生しやすく、結果的に財務上の損害を与える原因になるものである。</p> <p>地方機関の出納員は、支出負担行為の確認、支出命令の審査、支出の執行等の出納機関責任者としての重要な役割を認識し、執行機関としての決裁終了後、執行機関とは別の視点に立って出納機関としての審査を行うことを徹底すべきである。</p>	<p>【県】地方機関の内部におけるチェック体制の構築については、日頃から複数の目でチェックすることを啓発しており、地方出納員についても執行機関と出納機関の役割を十分に認識して決裁・審査するよう指導してきている。今後もケアレスミスの未然防止に向けさらに周知徹底に努めていく。</p>

<p>2 出納事務に関する研修等について</p>	<p>(1) 研修及び相談体制の整備について</p>	<p>出納局では現在、地方機関の出納員を対象にした研修、その他会計職員を対象にした研修等を実施しているが、次の(2)のとおり、より実効性のある研修内容、研修方法、研修時期等について検討し、研修の充実を図るべきである。</p> <p>併せて出納局では、出納員を含めた会計職員からの相談窓口を設置し、電話・メール等で会計事務に関する相談に随時対応しており、地方機関の出納員及び会計職員においては、適正な手続きによりケアレスミス等をなくすため、出納局の相談窓口の積極的活用にも努める必要がある。</p> <p>加えて各機関においては、担当職員の疑問や悩みに対応するため、相談しやすい雰囲気づくりや解決に向けた具体的検討、日頃からの関係情報共有化等に努めるべきである。</p>	<p>【県】地方出納員及び他の会計職員の研修については、役割の認識や知識の習得等を図るため、毎年、内容や方法等を検討し、実施している。今後も継続して内容等の充実に努めていく。また、電話での照会や相談については、常時窓口を開設し、相互理解に基づいた対応をしている。今後、さらに相談しやすい雰囲気づくりの手法等について検討していく。</p>
	<p>(2) 地方機関の出納員研修について</p>	<p>出納事務の適正化を図るためには、出納員等への研修は不可欠であるが、現在、出納局で行っている出納員研修は、毎年4月の新任及び現任職員を対象とした約半日間の研修のみである。一方、地方機関では日々出納事務がなされており、庶務経験が全くない出納員や会計職員も着任後即日実務に携わらなければならない実情にある。</p> <p>このようなことから、職員の実務経験に即した習熟度別研修、知事部局・学校・警察署等の組織別研修、合同庁舎単位での研修、次席の出納員に対する研修等の実施とともに、実施時期や期間についても、研修に参加する職員の実情を踏まえて、より参加しやすくするなど、研修の実効性が上がるよう努めるべきである。</p>	<p>【県】地方出納員の研修については、毎年4月、新任及び新任現任合同研修会を一堂に会し1日で開催している。職務権限・心構え・審査の仕方など必修事項を内容としている。今後は、研修内容も含め組織別・習熟度別等、より効率的な研修方法等について検討していく。</p>
	<p>(3) 「審査事務の手引き」及び「会計事務の手引き」について</p>	<p>「審査事務の手引き」と「会計事務の手引き」は、審査等の手順や会計制度の基本的事項等を掲載しており、出納員及び会計職員にとって重要なマニュアルとなっている。</p> <p>このような中で、今後さらに使いやすいマニュアルが必要との意見が多く見られたことから、内容のわかりやすさに留意しながら、「出納員業務に集約した印刷物の作成」、「間違い事例の紹介」、「つまずきの多い箇所」の周知、「Q&amp;Aの充実と項目整理」、「わかりやすい目次の整理」等の整備を図るべきである。</p>	<p>【県】「審査事務の手引き」及び「会計事務の手引き」については、制度の改正等を踏まえて適宜改訂しているところだが、今後の改訂の際には、改善要望を踏まえながら進めていく。</p>

3 地方機関における出納員の配置と内部統制について	(1) 出納機関としての役割と取組について	<p>適正な財務会計運用のためには、執行機関と出納機関の相互牽制作用が重要であるが、地方機関では出納員が両機関の機能を担っている。</p> <p>それぞれの機関の立場でチェック機能を果たしていくことが必要であるが、多忙時は審査が不十分となりケアレスミス等の発生が懸念される。</p> <p>このため、地方機関の出納員が執行機関と出納機関のそれぞれの立場で適正に決裁・審査することが必要であり、常に執行機関側の決裁（支出命令）を終えた後に、出納機関側の決裁（支払審査）を行うよう、研修等でその徹底に努めるべきである。</p> <p>また出納員の具体的な任務を確実に認識できるよう、上述のとおり、研修内容や手引きの充実等を図るべきである。</p>	<p>【県】執行機関と出納機関がそれぞれの視点で適正な会計事務を行うことができるよう研修等を通して、さらに周知徹底をしていく。</p>
	(2) 内部統制を進めるための取組について	<p>宮城県監査としては、これまでも内部統制の取組を各機関に促してきたところであり、総務部及び出納局等において関係する取組が始まっていることを評価するものである。</p> <p>今後各地方機関においては、それらの取組や他機関の先行例を参考にするとともに、出納局及び各地方機関主務課と一体で、各地方機関に相応しい内部統制の取組検討に努めるべきである。</p> <p>加えて庁内全体の内部統制に関するシステムについては、今後行政改革の取組の中で、実効あるシステム構築が図られることを望むものである。</p>	<p>【県】内部統制の確立については、平成25年度に総務部及び出納局において検討に着手したところであり、今後、さらに内部統制の取り組みを進めていく。</p> <p>【警】新任会計課長研修会、新任会計職員研修会、県下警察署会計課長等会議、会計職員研修会を開催し、担当職員等の事務能力の向上を図っている。</p> <p>前年度の監査委員事務局、指導検査室による検査結果を基に指摘・指導事項が多い所属、新任会計課長の所属に対し、現年度を対象とした監査を実施している。</p>
4 その他	(1) 財務・会計システムについて	<p>現在の財務・会計システムについては、さらに使いやすいシステムにすべきとの意見が多く確認されたことから、システムを所管する出納局等においては、「利用時間の延長」、「処理及び接続速度のアップ」、「タンキング機能の付加」、「支払等の処理時期のお知らせ機能の付加」、「旅費入力システムの改善」等を検討すべきである。</p>	<p>【県】財務総合管理システムの機能改善については、費用対効果をその都度検討し、出来ることから対応している。今後も実現可能なものから改善に努めていく。</p>
	(2) 地方機関における出納事務の考え方等について	<p>今回の行政監査において確認された地方機関の意見や要望について、各関係部局においては真摯な対応に努める必要がある。</p> <p>具体的には、これまで述べたように、財務・会計システムの改善、研修の充実、手引き等の充実、相談・支援体制の充実等に積極的に取り組む</p>	<p>【県】地方機関の意見や要望については、その内容を精査した上で、改善を図っていくこととする。また、出納員の任命基準についても、必要に応じて見直していく。</p>

		むべきである。また一部の機関で見られた極めて多忙な職員への出納員任命については、今後実情を踏まえた弾力的な対応を望むものである。	
--	--	--	--